

聖光高等学校 通信制課程生徒指導に関する処分規定

総 則

第1条（目的） 通信制生徒（以下生徒という）がその本分を逸脱し、生徒心得・諸規定等（以下校則という）または国の法律、省令、条例等に違反し、その行為が調査の結果、処罰に値すると認められる場合に生徒処分ならびに処分生徒の指導に関する事項を処理するために本規定をおく。

第2条（適用範囲） 生徒指導上特殊な事情があるときは、通信制職員会議において同意を得て本規定を適用しない場合もある。

1 本条の規定はこれを濫用してはならない。

第3条（処分手続き） 生徒処罰の手続きは以下の各号に定めるが、この手続きは生徒指導上速やかに行われることを要す。

1 校則等に違反し、本規定に従って処罰に値すると認められる行為をした生徒は十分な調査を行い、その結果に基づき、生活指導委員会を招集して処罰に関する試案を作成する。生活指導委員会は校長、通信制教頭、教員で構成する。

2 前号の調査事項及び処罰に関する生活指導委員会案は職員会議で報告または審議を要す。

3 職員会議において決定された生徒処罰に関する事項は、学校長の決裁を経て確定する。

警 告

第4条 違反行為について改善を求める警告は、本人、保護者に文書で通告する。

処分の執行

第5条（言い渡しの方法） 処分の言い渡しは本人、保護者を同席させた上で校長が行う。校長不在の場合は教頭がその任を代行する。

第6条（戒告処分） 本条第1条に抵触する場合には、戒告処分とする。

第7条（出校停止処分） 本条に該当する場合は出校停止処分とする。

1 指導に従わず、向学心を示さない者

2 同種の違反行為が3度に及ぶ者

3 違反行為が4度に及ぶ者

4 公序良俗に反する行為をした者

5 指導方法及び解除時期については生活指導委員会によって決める

第8条（退学処分） 本条に該当する生徒は退学処分とする

1 出校停止処分となっても反省と改善が見られない者

2 他者の権利侵害がはなはだしい者

3 公序良俗に反する行為がはなはだしい者

第9条（除籍） 半年以上本人か保護者または保証人と連絡が取れない場合は、除籍とする。

補 則

第10条 この規定の改定は職員会議をもって決定する。

第11条 この規定は平成15年4月1日より実施する。

